

医療法人等に係る所得金額の計算書等の記載要領

1 「医療法人等に係る所得金額の計算書」の添付が必要な医療法人等

この計算書は、医療法人等が法人事業税の確定申告書及び修正申告書を提出する際に添付してください。ただし、次に掲げる医療法人等は、この計算書の添付は不要です。

- ① 社会保険診療分の所得とその他の所得を下記により区別している医療法人等

- (ア) 帳簿書類等が社会保険診療収入及びこれに係る経費の額と、自由診療等収入及びこれに係る経費の額、その他の事業収入及びこれに係る経費とに分離されて作成されていること。
(イ) (ア) に係る帳簿書類等により決算が行われていること。
(ウ) 経費の額が、人件費、薬剤費等の材料費、医療機械の減価償却費等その性格上、明確に区別できない経費の額（以下「共通経費」という。）を除いて明確に区分経理されていること。
(エ) 同一の経理方法により継続して決算が行われていること。

- ② 法人税の申告において租税特別措置法第67条第1項の規定（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける医療法人

なお、社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用を受ける医療法人は、「所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）」の「備考」欄に「特例適用法人」と記載してください。

2 医療法人等に係る所得金額の計算書の記載要領

- ① 『所得金額等（第6号様式別表5再仮計）（1）』の欄には、「所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）」の『再仮計⑦』の欄の金額を記載してください。

なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額を朱書きするか又は当該金額に△を付けて記載してください。（以下各欄において同じ）

- ② 『医療事業とその他の事業とを併せて行う場合の所得の区分（2）及び（3）』の欄は、その他の事業に係る所得として『その他の事業の所得金額（3）』に区分する所得がある場合に、『所得金額等（第6号様式別表5再仮計）（1）』の欄の金額をそれぞれ下記により『医療事業の所得金額（2）』と『その他の事業の所得金額（3）』に区分した金額を記載してください。

『その他の事業の所得金額（3）』に区分する所得がない場合は、本欄に記載する必要はありません。

なお、その他の事業が、その売上金額が医療事業の売上金額の1割程度以下の軽微な事業であり、かつ医療事業の付随事業として行われている場合は、当該その他の事業に係る所得は『その他の事業の所得金額（3）』に区分する必要はありません。

- (ア) 医療事業とその他の事業とに区分することが困難な収入又は経費がある場合は、『所得金額等（第6号様式別表5再仮計）（1）』の総所得金額を医療事業の専属収入金額とその他の事業の専属収入金額によりあん分して医療事業の所得を算定してください。

[算式] 医療事業の所得金額＝

$$\text{総所得金額} \times \frac{\text{医療事業の専属収入金額}}{\text{医療事業の専属収入金額} + \text{その他の事業の専属収入金額}}$$

※ 専属収入金額とは、医療事業の収入金額とその他の事業の収入金額とに区分することが困難な収入金額を除いた収入金額です。

※ 按分計算の方法について

所得金額を分母となる収入金額で除して得た数値に、分子となる収入金額を乗じて計算します。なお、除して得た数値に小数点以下の数値がある場合、分母となる収入金額の桁数に1を加えた数に相当する数の位以下の数値を切り捨ててください。（以下各欄において同じ）

例)

$$100,000 \text{ 円} \times \frac{2,000,000 \text{ 円}}{2,000,000 \text{ 円} + 1,000,000 \text{ 円}} = 100,000 \div 3,000,000 \times 2,000,000 \\ = 0.0333333 \times 2,000,000 = 66,666.6 \approx 66,666 \text{ 円}$$

- (イ) 土地の譲渡所得等は、『その他の事業の所得金額（3）』に区分して記載してください。
- ③ 『社会保険診療に係る収入金額（4）』の欄には、『計算の基礎とする収入金額の明細書（付表）』の（ア）欄の金額を記載してください。
- ④ 『医療事業に係る総収入金額（5）』の欄には、『計算の基礎とする収入金額の明細書（付表）』の（エ）欄の金額を記載してください。
- ⑤ 『社会保険分の所得金額等 ((1) × (4) / (5) 又は (2) × (4) / (5)) (6)』の欄は、『医療事業の所得金額（2）』の欄に記載がない場合は(1) × (4) / (5)により算出した金額を、『医療事業の所得金額（2）』の欄に記載がある場合は(2) × (4) / (5)により算出した金額を記載してください。（本要領2-②-（ア）の例により計算し、円未満の数値がある場合はすべて切り上げてください。）
- ⑥ 『当期分の所得金額（7）』の欄には、『所得金額等（第6号様式別表5再仮計）（1）』の欄の金額から『社会保険分の所得金額等 ((1) × (4) / (5) 又は (2) × (4) / (5)) (6)』の欄の金額を控除した金額を記載してください。
- ⑦ 『前10年以内の繰越欠損金額又は損害金額（8）』の欄には、社会保険診療に係る繰越欠損金額又は災害損失金額は含めないでください。

3 計算の基礎とする収入金額の明細書（付表）の記載要領

この明細書は、医療事業の所得に係る収入金額を収入科目ごとに記載するものです。

- ① 所得金額の計算書の『医療事業の所得金額（2）』の欄に記載がない場合は、『所得金額等（第6号様式別表5再仮計）（1）』の欄に記載した所得金額に係る収入金額（総収入金額）を、『医療事業の所得金額（2）』の欄に記載がある場合は、当該（2）の欄に記載した所得金額に係る収入金額を記載してください。

また、所得金額の計算書の『その他の事業の所得金額（3）』の欄に記載した所得金額に係る収入金額は、記載しないでください。

- ② 次に掲げるものは、医療事業の所得に係る収入金額には含めませんので、記載しないでください。

収入金の種類	左記収入金の性質等	備考
(ア) 法人税法第23条の規定により益金に算入されない受取配当等	法人税において益金不算入	
(イ) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳により損金に算入された金額に相当する補助金等の額	法人税において損金算入	
(ウ) 各種引当金及び準備金の益金算入額	経費の戻入に該当 ※ 法人税において、前期までに一度経費として損金算入したもの、当期に益金算入するもの	
(エ) 従業員の福利厚生施設、社宅等の使用料及び食事代収入等（役員に係るものは除く）	経費の戻入に該当 ※ 法人税において損金算入できる福利厚生費	例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員のために保育施設を設け、利用料を徴収しているもの。 ・ 従業員のための借受駐車場の料金として従業員から利用料を徴収しているもの。 ・ 従業員の福利厚生活動として社内旅行を開催し、その経費の一部として参加料を徴収しているもの。
(オ) 債却資産の売却収入で売却時の帳簿価格を超えない部分の額	法人税において益金不算入	売却収入から帳簿価格を差し引いた売却益の部分については収入金額に含め

		る。
(カ) 購入棚卸資産（医薬品等）に係る仕入れの割戻し（リベート）の額として収入に計上した金額	経費の戻入に該当	
(キ) 収入に計上された国税及び地方税に係る還付・充当金額	法人税において益金不算入	還付・充当加算金を除く。
(ク) その他経費の戻入と認められる収入金額	経費の戻入に該当	例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険解約返戻金 既に支払った保険料のうち積み立てであった金額が返戻されたもの ・ 火災保険満期返戻金 火災相互保険の場合、満期時に支払った払い込み保険料の全額を払い戻すもの。 ・ 企業年金返戻金 適格退職者年金保険の要件不備のため、解約した掛け金の払い戻し ・ 手数料の戻り
(ケ) 上記(ア)～(ク)に準ずるもの		

③ 『社会保険診療収入金額』の各欄の金額は、地方税法第72条の23第2項に掲げる健康保険等の社会保険関係法令の規定に基づく療養の給付等について、支払いを受けるべき金額を記載してください。この場合においてこれらの社会保険診療収入金額には、被保険者又は組合員が負担する家族療養費及び一部負担金等も含めて記載してください。

なお、介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入の計上区分については別表「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」により確認してください。

④ 『自由診療収入金額』の各欄は、前記②の社会保険診療収入以外の療養の給付等について支払いを受けるべき金額を記載してください。

なお、『労働者災害補償保険法等収入』の欄には、労働者災害補償保険法のほか、国家公務員災害補償法（防衛省の職員の給与等に関する法律及び裁判所職員臨時措置法における準用を含む）、地方公務員災害補償法及びその他の法令に基づく業務上もしくは公務中の負傷・疾病に対する療養補償又は災害補償等としての療養の給付について支払いを受けるべき金額を記載してください。

⑤ 『医療事業付随収入』の各欄は、利子等収入、電話、ガス、寝具等使用料収入及び不用品売却収入等の付隨収入金額を記載してください。

⑥ 収入金額の明細書（付表）に記載されている項目のほか、下記の収入に類するもの等、③②に該当しないものは医療事業付隨収入に含まれますので、『その他の付隨収入』の欄に記載してください。

(ア) 補助金等

② (イ) に記載の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳により損金に算入された金額に相当する補助金等の額を除く全ての補助金等

(イ) 寄付金等

ゴルフコンペ等（イベント）のご祝儀、忘年会等への寄付金、薬品会社等からの寸志 等

(ウ) 謝金

看護実習生受託謝礼金、救急搬送謝金、血液センター謝金、死体提供謝金 等

(エ) 手数料、使用料

電柱敷地料、タバコ販売手数料、補聴器の販売手数料、コイン洗濯料、院内売店の賃貸料、不在者投票手数料、一般の月極駐車場収入、役員の家賃収入及び通信光熱費 等

- (オ) 販売収入
売店収入、レントゲン廃液払い、体温計売却代、おむつ代 等

- (カ) 保険金

「支払相当額と相殺されたもの」又は「圧縮損等により収益反映しないもの」を除く保険金

「支払相当額と相殺されたもの」とは、例えば損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいいます。損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、その他の付随収入に含まれます。

- (キ) 配当金 生命保険配当金、企業年金配当金、医療ミスによる損害保険からの補填収入、団体保険配当金 等

- (ク) 預金利子等及び配当等収入

当期中に収入した利子等及び配当等の額（所得税額控除前の額） 等

- (ケ) 現金過不足

- (コ) 上記（ア）～（ケ）に準ずるもの

4 その他

本県では経費配分方式（医療原価などの経費を社会保険診療分の経費と自由診療等分の経費に配分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法）による計算は採用しておりません。

ただし、主たる事務所が本県以外の都道府県にある医療法人等は、主たる事務所がある都道府県における計算方法で所得金額を算定してください。

介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」の名称	計上区分	
			社会保険医療分の収入金額	自由診療収入金額
指定居宅サービス 又は 指定介護予防サービス	訪問介護 介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護 予防訪問介護		○
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護 予防訪問入浴介護		○
	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 予防訪問看護	○	
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリ 予防訪問リハビリ	○	
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 予防居宅療養管理指導	○	
	通所介護 介護予防通所介護 (デイサービス)	通所介護 予防通所介護		○
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリ 予防通所リハビリ	○注	○注
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	短期入所生活介護 予防短期入所生活介護		○
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	短期入所老健施設 予防短期入所老健施設	○注	○注
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	短期入所医療施設 予防短期入所医療施設	○注	○注
指定居宅介護支援	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	短期入所医療院 予防短期入所医療院	○注	○注
	特定施設入所者生活介護 介護予防特定施設入所者生活介護	特定施設生活介護 予防特定施設生活介護		○
指定施設サービス等	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 予防福祉用具貸与		○
	居宅介護支援	居宅介護支援		○
	介護福祉施設サービス	介護福祉施設		○
	介護保健施設サービス	介護保健施設	○注	○注
地域密着型サービス 又は 地域密着型介護予防サービス	介護療養施設サービス	介護医療施設	○注	○注
	介護医療院サービス	介護医療院	○注	○注
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス		○	
	主治医意見書作成料			○
	認定調査費委託料			○

(注) 平成 17 年 10 月より全額自己負担となった居住費・食費（食材料費と調理費）・滞在費は「自由診療収入金額」に含めます。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も「自由診療収入金額」に含めます。